

空き家対策に関するアンケート

令和2年11月20日

市町村名 羽生市

部署名 経済環境部 環境課

ご担当者名 \_\_\_\_\_

ご連絡先 048-561-1121 (内線295)

メールアドレス \_\_\_\_\_

①空き家対策を実施している中で、どのような課題・問題点がありますか？

- 所有者不明または目視放棄等により所有者がいない空家がある。
- 空家をどうにかしたいと考えている所有者は多くいるが経済的理由で取り壊せない取り壊しても固定資産税が高くなってしまふなどといった理由で先に進んでいない。
- 除去をする所有者等に対して、市としての支援制度がない

②現在どのような対策を実施していますか？また、今後実施する予定の対策はありますか？

- 令和元年度より「羽生市空き家空地個別相談会」を開催している。宅建協会をはじめ司法書士会などの各団体より相談員を派遣していただいている。
- 適切に管理されていない空家等の所有者に対し通知を出し管理を促している。
- 平成25年度より羽生市空き家空地バンクを設置。現在までに20件の登録があり1件成約者となっている。

別紙

③宅建業者が空き家対策に協力できることはありますか？

宅建協会北埼玉支部様には、バンクや相談会等で多大なるご協力をいただいております。感謝申し上げます。現在、高齢化急速に進み空き家が増加が予想されるため、今後とも相談者や市に対し、適切な助言・支援をしていただければと存じます。回答が遅くなり、大変申し訳ございませんでした。

大変お忙しい中をご協力いただき、誠にありがとうございました。

※データでご提供いただけるものがございましたら、下記までご送付をお願い致します。

※いただいたアンケートの回答は本会のホームページに公開するほか、本会の会議において利用する以外の用途で利用することはございません。

提出期限：令和2年10月30日（金）

返信先：メール：[imai@takuken.or.jp](mailto:imai@takuken.or.jp)

F A X：048-811-1821

お問い合わせ先：048-811-1840

〔事業推進課 今井〕